

審第2501号－1
答申第393号
令和8年8月4日

千葉県公安委員会
委員長 寺嶋 哲生 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年12月3日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第366号

令和7年9月12日付けで審査請求人から提起された、令和7年7月9日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和7年7月9日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和7年6月7日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署において、〇〇（生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日）が行った相談に係る、私（〇〇）に関する情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することとなり、法第81条に該当するとして、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和7年9月12日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年12月3日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

本件決定は違法であり、取消しと開示の義務付けを求める。

- （2）また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

本件に関連する訴訟（千葉地方裁判所、〇〇年（〇〇）第〇〇号、損害賠償請求事件）において、被告千葉県は、「〇〇」による〇〇警察署への相談の事実は存在しない旨を陳述している。

存否応答拒否は、存否を明らかにすること自体が権利利益を害するおそれがある場合に限り許容される例外である。しかし、本件では相談自体が存在しないことが訴訟上明らかにされている以上、存否を答えることによって保護法益が害される余地はなく、本件存否応答拒否は理由を欠く。

よって、不開示決定は取消されるべきであり、相当の処分として不存在決定がされるべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 処分の理由

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。そして、法第78条第1項第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

本件開示請求の対象は、「〇〇」の警察相談票内の請求人の個人情報であるが、その情報が存在しているか否かを答えるだけで、「〇〇」の千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）への相談の有無などの法第78条第1項第2号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報を開示することとなるため、法第81条の規定により、本件決定を行ったものである。

(3) 弁明の内容について

実施機関は、前記（2）イのとおり、法令の規定に基づいて存否応答の適否を判断していることから、本件決定については、適法かつ妥当であ

ると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定の取消しを求めているので、以下、検討する。

(2) 本件決定について

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報、それが存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、法第81条の規定に該当して不開示が相当であると主張している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 審議会としては、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報の法第78条第1項第2号該当性、すなわち、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるか否か、又は、特定の個人を識別することができないものの、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるか否か、について検討する。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人以外の第三者（以下「本件個人」という。）が〇〇警察署に行った相談（以下「本件相談」という。）に係る審査請求人に関する情報であるから、本件開示請求について回答した場合に開示することとなる情報は、本件相談が存在する、又は、存在しないという情報であり、当該情報は、本件個人に関する情報であって、本件個人を識別することができるものである。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、法第78条第1項第2号本文に該当する不開示情報であり、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

(4) 存否応答拒否の該当性について

ア 法第81条は、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることについて定めたものであると解される。

イ 前記(3)のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、法第78条第1項第2号に該当

する不開示情報であるから、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになると認められる。

ウ よって、実施機関が法第81条の規定により本件決定を行った判断は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月 3日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和8年 1月15日	反論書の写しの受理
令和8年 6月25日	審議（令和8年度第3回第2部会）
令和8年 7月23日	審議（令和8年度第4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会